



保全レター 四国

四国地方整備局営繕部 保全指導・監督室

もくじ

1. 令和4年度四国地区官庁施設保全連絡会議について
2. 官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブックについて
3. 政府実行計画の見直しについて
4. サポート高松地区の地域熱供給の紹介

1. 令和4年度四国地区官庁施設保全連絡会議について

官庁施設の保全担当者を対象に保全業務に関する情報提供と意見交換を行う場として、「令和4年度四国地区官庁施設保全連絡会議」を四国4県にて開催しますので、ご参加をよろしくお願いいたします。

昨年度は資料配付のみでしたが、今年度の開催方法は web 会議 (Microsoft Teams)、対面 (下記会場) のいずれかを選択いただく方法を考えています。web 会議 をご希望される方はどの会場を選択することも可能ですが、香川地区以外の会場は無線 LAN を使用するため通信環境が悪くなるおそれがございます。差し支えなければ香川地区を選択していただくようお願いします。

また、会議の最後では会場に来られた方を対象とした現地実習も行う予定です。実際に会場の庁舎（屋外、設備室、屋上等）をまわり、パンフレットを見ながら、支障がない状態の確認方法を説明します。

地区	日時	会場
高知	令和4年11月2日(水) 13:30 ~ 16:30	高知よさこい咲都合同庁舎 9階共用会議室 高知市栄田町2丁目2-10
愛媛	令和4年11月21日(月) 13:30 ~ 16:30	松山若草合同庁舎 7階大会議室 松山市若草町4-3
香川	令和4年11月30日(水) 13:30 ~ 16:30	高松サポート合同庁舎 北館 1306・1307 会議室 高松市サポート3-33
徳島	令和4年12月7日(水) 13:30 ~ 16:30	徳島地方合同庁舎 6階共用会議室 徳島市徳島町城内6番地6

2. 官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブックについて

国土交通省では、官庁施設の防災性能に関して、「災害に備えるためにすべきこと」を「官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック」としてとりまとめ本年6月に公表しました。

本ガイドブックでは、次の点に着目しています。

- ・建物の損傷、腐食その他の劣化により、防災性能が低下した状態
- ・関係法令等の改正により、防災性能が最新の基準を満たしていない状態

・過去の模様替えや不適切な運用などにより、意図せずに防災性能が低下した状態

例：状況No.1

状況の説明

どんな施設管理がその状況を引き起こすのかの説明

停電時、真っ暗になりませんか？

01. 非常用照明が点灯しない状態・誘導灯が点灯しない状態

災害時にどうなってしまうのか等の説明

部位や機器がどんな機能を有しているのかの説明

その状況を是正する方法の説明

他、関連法令の条項ごとの説明や、施設管理上の悪い例、防災性能低下の状況を是正する具体的な対応策（簡便なものから修繕等を伴うものまでを費用の考え方と共に）等を紹介。

本ガイドブックでは、建物の各部位や機器が持つ防災上の役割や機能について、

- ・本来どのような状態にあるべきなのか
- ・その根拠となる法令等の規定は何か

を整理し、特に注意して頂きたい“**防災性能を低下させる12の状況**”について、イラスト等で説明しています。

○官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html

3. 政府実行計画の見直しについて

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）が、2021年10月に5年ぶりに改定されました。2016年度策定の政府実行計画における「政府の温室効果ガスの総排出量に関する目標」は、2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減することとされていましたが、本改定において50%削減に見直されました。

今回、施設保全責任者が保全業務を進める上で関連する事項を以下にまとめましたので、参考としてください。

○措置の内容（抜粋）

1 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

(1) 太陽光発電の最大限の導入

- ①新築する庁舎等の建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。
- ②既存の庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。
- ③これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、①及び②に基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(2) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

- ①太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極

的に導入する。

- ②地中熱、バイオマス熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮する。
- ② 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready 相当となることを目指す。
- ③ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努めるとともに、増改築のみならず、大規模改修時においても、省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずる。
- ④ 庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。
- ⑤ 庁舎内における適切な室温管理(冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度)を図る。
- ⑥ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑦ 大規模な庁舎から順次、省エネルギー診断を実施し、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
- ⑧ 大規模な庁舎には、エネルギー管理システム(BEMS)を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、運用改善に取り組む。効率的な運用改善の取組を促進するため、BEMSにより把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータ及び活用結果を各府省庁のホームページにおいて公表することにより情報公開を図る。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 廃棄物等から作られた建設資材の利用を計画的に実施する。
- ② 建設廃棄物の抑制を図る。
- ③ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図る。
- ④ 庁舎等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。
- ⑤ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑥ 建築物の建築に当たっては、温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等の選択を図るとともに、温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
- ⑦ 敷地内の緑化や保水性舗装を整備し、適切な散水に努める。

4. サポート高松地区の地域熱供給の紹介

地域熱供給(地域冷暖房)は、冷水や温水等を一箇所でもとめて製造し、導管を通じて街(建物)に供給するシステムです。個々の建物で熱源設備を設置する従来のシステムに比べて『地域熱供給』は、省エネルギー性・環境保全性に優れており、今後のエネルギー供給システムとして期待されています。

(地域熱供給のメリット)

需要側メリット：初期投資削減、スペース有効利用、メンテナンス不要
社会的メリット：省エネルギー、都市景観向上、未利用エネルギー活用

